

## 押印廃止ガイドライン

### 1 押印廃止の対象外のもの

- (1) 契約（請負・委託・売買）行為にあたる書類
- (2) 補助金関係書類
- (3) 金銭の請求行為又は領収行為にあたる書類
- (4) 財産の異動・得喪に関する行為にあたる書類
- (5) 債権・債務関係証書
- (6) 許認可等で継続的な権利の設定又は制限に係る書類
- (7) 関係機関の要請により，他市町村と同様の様式行為が求められている書類

### 2 押印廃止の基準

- (1) 記名（自署が義務付けられていない。）に押印を求めている場合

ア 押印を求める必要性や実質的意義に乏しいもの

<例>

- a 誰でも申請（届出）ができ，押印を求めてまで本人確認をする必要のないもの  
【閲覧・縦覧の申請書，施設の利用申込書等】
- b 単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの  
【履歴書，住所変更届，廃業届等】
- c 明らかに本人であることが確認できるもの  
【市と継続的な関係にある者（市立学校の生徒等）からの届出・報告等】

イ 本人確認が他の手段により可能なもの

<例>

- a 本人であることの確認が，一連の手続の過程で運転免許証，パスポート等の公的証明書の提示等，他の手段により可能なもの【受験願書，更新申請書等】

ウ 後日，紛争の恐れのないもの

上記以外のものについては，原則として「記名押印」又は「署名のみ」のいずれでもよい選択制とする。

『選択制』とは，その書類について，「記名押印」でも「署名のみ」でも有効であり申請（届出）者自身がどちらでも選択できる制度のことをいいます。

- (2) 署名に押印を求めている場合

原則として「署名のみ」とする。

### 3 ガイドラインの施行期日

このガイドラインは，平成10年4月1日から施行する。